4　特定支払督促申立てをする場合には、同時に、電子メールアドレス（民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第四十五条の二に規定する電子メールアドレスをいう。以下同じ。）を届け出なければならない。

5　法第三百九十八条第三項に規定する指定は、特定支払督促申立ての時にしなければならない。

6　特定支払督促申立てをした場合における法第三百九十一条第二項ただし書に規定する債権者の同意は、特定電子情報処理組織を用いてする仮執行の宣言の申立ての時にしなければならない。

［削る］

（法第三百九十九条に規定する同意の時期等）

第四条　［削る］

［1］　法第三百九十九条に規定する債権者の同意は、特定支払督促申立ての時にしなければならない。

2　前項の同意がある場合における法第百九条の二第一項本文の通知は、前条第四項の規定により届け出られた電子メールアドレス宛てに電子メール（民事訴訟規則第四十五条の二に規定する電子メールをいう。）を送信する方法によってする。

4　電子支払督促申立てをする場合には、同時に、電子メールアドレス（電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。）を届け出なければならない。

5　法第三百九十八条第三項に規定する指定は、電子支払督促申立ての時にしなければならない。

6　電子支払督促申立てをした場合における法第三百九十一条第二項ただし書に規定する債権者の同意は、電子情報処理組織を用いてする仮執行の宣言の申立ての時にしなければならない。

7　電子督促手続関係申立て等であって前条第一号又は第七号に掲げるものをする者は、手数料を現金をもって納めることができる。この場合においては、当該電子督促手続関係申立て等をしたことにより得られた納付情報により当該手数料を納付しなければならない。

（電子督促手続関係申立て等に関する処分の告知の方式）

第四条　［1］　法第三百九十九条第三項の規定は、電子督促手続関係申立て等に関する次に掲げる処分の告知について準用する。

一　第二条第一号から第三号までに掲げる申立てを却下する処分の告知

二　第二条第一号に掲げる申立ての不備を補正すべきことを命ずる処分の告知

2　前項において準用する法第三百九十九条第三項に規定する債権者の同意は、電子支払督促申立ての時にしなければならない。

3　第一項において準用する法第三百九十九条第三項に規定する債権者に対する通知は、前条第四項の規定により届け出られた電子メールアドレスあてに電子メールを送信する方法によってする。

3　特定支払督促申立てをした場合における民事訴訟規則第四十五の三第一項の適用については、同項中「法第百三十二条の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項の方法」とあるのは、「法第百三十二条の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項の方法又は書面による方法」とする。

［削る］

［新設］

（電磁的記録による作成等）

第五条　電子支払督促申立てに係る督促手続に関し、法第四百条第一項の規定により電磁的記録の作成等（同項に規定する作成等をいう。以下同じ。）をすることができるものは、次の各号に掲げる処分とし、指定簡易裁判所の裁判所書記官は、当該各号に掲げる処分について電磁的記録の作成等をする場合には、それぞれ当該各号に定める事項を当該指定簡易裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行うものとする。

一　支払督促　法令の規定により当該処分に係る書面に記載すべきこととされている事項

二　電磁的記録の作成等がされた支払督促についての仮執行の宣言　当該支払督促について仮執行をすることができる旨及び手続の費用額

2　指定簡易裁判所の裁判所書記官は、前項第二号に掲げる処分について電磁的記録の作成等をした場合において、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める事項を当該指定簡易裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

一　執行文を付与したとき　民事執行規則（昭和五十四年最高裁判所規則第五号）第十八条第一項（第三号を除く。）に規定する事項

二　仮執行の宣言を付した支払督促の正本を更に交付したとき　民事執行規則第十八条第二項に規定する事項